

技術者等の配置要件の緩和措置について

適用日 平成30年9月3日

尾道市では、主任技術者又は監理技術者の配置要件について、平成21年4月1日付け「技術者等の適正配置について」（平成30年4月1日一部改正）により通知しているところですが、下記のとおり前記の通知を改正しますので、今後の取り扱いに留意してください。

記

技術者等の適正配置について

※以下を次のとおり改正します（下線部が改正箇所です）。

改正前	改正後
<p>○建設工事の適正な施工を確保するため建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）の適正配置について事務取扱を次のとおりとします。</p>	<p>○建設工事の適正な施工を確保するため建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）の適正配置について事務取扱を次のとおりとします。</p>
<p>○技術者等の基本的条件 技術者等は所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。</p>	<p>○技術者等の基本的条件 技術者等は所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。</p>
<p>○直接的かつ恒常的な雇用関係 「開札日」において、所属する会社と雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。専任配置を要する工事については、引き続き3か月以上の雇用関係にあること。 なお、条件付一般競争入札（事前審査型）に参加しようとする場合は、「入札参加希望書提出の日」において上記条件を備えていること。</p>	<p>○直接的かつ恒常的な雇用関係 「開札日」において、所属する会社と雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。専任配置を要する工事については、引き続き3か月以上の雇用関係にあること。 なお、条件付一般競争入札（事前審査型）に参加しようとする場合は、「入札参加希望書提出の日」において上記条件を備えていること。</p>
<p>(1)技術者の専任配置を必要とする工事（専任対象工事）</p>	<p>(1)技術者の専任配置を必要とする工事（専任対象工事）</p>
<p>①工事の請負代金 請負代金が3,500万円以上（建築一式工事は、7,000万円以上） なお、入札公告で専任配置を求めた工事については請負金額にかかわらず専任配置が必要です。</p>	<p>①工事の請負代金 請負代金が3,500万円以上（建築一式工事は、7,000万円以上） なお、入札公告で専任配置を求めた工事については請負金額にかかわらず専任配置が必要です。</p>
<p>②監理技術者を専任配置しなければならない工</p>	<p>②監理技術者を専任配置しなければならない工</p>

<p>事</p> <p>必要な特定建設業の許可を受けており、一次下請に係る下請契約総額が4,000万円以上となる工事（建築一式工事は6,000万円以上）</p> <p>監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者（監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有する者）でなければなりません。</p> <p>③技術者等の配置条件</p> <p>ア 別工事の技術者等として配置されてはいけません。（下請工事も含む）</p> <p>イ 配置する技術者等は、同工事の現場代理人を兼任することはできますが、別工事の現場代理人になることはできません。</p> <p>ウ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）であってはいけません。</p> <p>(2)技術者の専任配置を必要としない工事</p> <p>①工事の請負代金</p> <p>請負代金が3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）</p> <p>②技術者等の配置条件</p> <p>ア 請負代金が130万円以上（入札結果により130万円以下となるものを含む）500万円未満（建築一式工事は130万円以上（入札結果により130万円以下となるものを含む）1,500万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数に制限はありません。</p> <p>イ 請負代金が500万円以上3,500万円未満（建築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数は<u>3</u>件までとします（災害復旧工事は件数には数えません）。</p> <p>ウ 請負代金が130万円以上（入札結果による130万円以下を含む）500万円未満（建</p>	<p>事</p> <p>必要な特定建設業の許可を受けており、一次下請に係る下請契約総額が4,000万円以上となる工事（建築一式工事は6,000万円以上）</p> <p>監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者（監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有する者）でなければなりません。</p> <p>③技術者等の配置条件</p> <p>ア 別工事の技術者等として配置されてはいけません。（下請工事も含む）</p> <p>イ 配置する技術者等は、同工事の現場代理人を兼任することはできますが、別工事の現場代理人になることはできません。</p> <p>ウ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）であってはいけません。</p> <p>(2)技術者の専任配置を必要としない工事</p> <p>①工事の請負代金</p> <p>請負代金が3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）</p> <p>②技術者等の配置条件</p> <p>ア 請負代金が130万円以上（入札結果により130万円以下となるものを含む）500万円未満（建築一式工事は130万円以上（入札結果により130万円以下となるものを含む）1,500万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数に制限はありません。</p> <p>イ 請負代金が500万円以上3,500万円未満（建築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満）の工事にあっては、配置する技術者等が兼務できる件数は<u>3</u>件までとします（災害復旧工事は件数には数えません）。</p> <p>ウ 請負代金が130万円以上（入札結果による130万円以下を含む）500万円未満（建</p>
---	---

<p>築一式工事は130万円以上（入札結果による130万円以下を含む）1,500万円未満）の工事と請負代金が500万円以上3,500万円未満（築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満）の工事の双方に配置する技術者等が兼務できる件数は3件までとします（災害復旧工事は件数には数えません）。</p> <p>エ 130万円未満の随意契約による工事にあつては、技術者等の配置履歴を130万円以上の入札による工事（専任工事を除く）に反映しません。（件数には数えません）</p> <p>オ 配置する技術者等が営業所の専任技術者の場合は、配置されている件数が2件以内であつて、かつ、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものでなければいけません。</p> <p>カ 配置する技術者等は、請負業者が請負っている専任配置を必要とする工事技術者等として配置されている者であつてはいけません。</p>	<p>築一式工事は130万円以上（入札結果による130万円以下を含む）1,500万円未満）の工事と請負代金が500万円以上3,500万円未満（築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満）の工事の双方に配置する技術者等が兼務できる件数は3件までとします（災害復旧工事は件数には数えません）。</p> <p>エ <u>業務委託</u>及び130万円未満の随意契約による工事にあつては、技術者等の配置履歴を130万円以上の入札による工事（専任工事を除く）に反映しません。（件数には数えません）</p> <p>オ 配置する技術者等が営業所の専任技術者の場合は、配置されている件数が2件以内であつて、かつ、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものでなければいけません。</p> <p>カ 配置する技術者等は、請負業者が請負っている専任配置を必要とする工事技術者等として配置されている者であつてはいけません。</p>
---	--